

日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償法（平成九十四号）	金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用規則の再処理等の実施及び廃燃料の滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	原燃料の再処理等の実施及び廃燃料の滑な移行の推進に関する法律（平成十一年法律第四十八号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償法（平成二十三年法律第五十七号）	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社日本國際協力銀行	株式会社日本國際協力銀行法（平成二十九年法律第五十七号）	株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	株式会社日本	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償法（平成九十四号）	金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用規則の再処理等の実施及び廃燃料の滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	原燃料の再処理等の実施及び廃燃料の滑な移行の推進に関する法律（平成十一年法律第四十八号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償法（平成二十三年法律第五十七号）	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社日本國際協力銀行	株式会社日本國際協力銀行法（平成二十九年法律第五十七号）	株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	株式会社日本	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償法（平成九十四号）	金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用規則の再処理等の実施及び廃燃料の滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	原燃料の再処理等の実施及び廃燃料の滑な移行の推進に関する法律（平成十一年法律第四十八号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償法（平成二十三年法律第五十七号）	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社日本國際協力銀行	株式会社日本國際協力銀行法（平成二十九年法律第五十七号）	株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	株式会社日本	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）	国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償法（平成九十四号）	金融経済教育推進機構	金融サービスの提供及び利用規則の再処理等の実施及び廃燃料の滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）	原燃料の再処理等の実施及び廃燃料の滑な移行の推進に関する法律（平成十一年法律第四十八号）	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償法（平成二十三年法律第五十七号）	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成二十三年法律第三十九号）	株式会社日本國際協力銀行	株式会社日本國際協力銀行法（平成二十九年法律第五十七号）	株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）	株式会社日本	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）

第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日
 (罰則に関する経過措置)
第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法	日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
会員	日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第一百九号）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
業団	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	福島国際研究会	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
センター	福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	教育機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	根拠法	日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
協会	百五十八号	地方公共団体	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）	地方公共団体	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	情報システム	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第十九号）
金融機構	地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六号）	地方税共同機構	地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六号）
情報システム	地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六号）	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
地方公共団体	地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六号）	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
地方法共同機構	地方法共同機構	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
機構	地方法共同機構	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
機構	地方法共同機構	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

別表第三（第二十四条の三関係）

名称	根拠法	日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
センター	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）